

【輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置】

1. 輸送の安全のために講じた措置

- 衝突軽減ブレーキなどを装着した先進安全自動車（ASV）の全車両に対する保有率、
67%へ拡充
- デジタルタコグラフデータを活用した教育の実施
- ヒヤリハット情報・事故情報の収集と共有
- 適正診断（一般診断・適齢診断）を法令よりも厳しい社内規則に基づいた受診と診断
結果を基にした教育・指導
- 定期的な健康診断（半年に1度・高齢ドライバーにおいては3ヵ月に1度）の受診と
年に1度の脳ドッグを受診。また、健康診断の結果に基づいた健康管理指導を実施
- 運輸安全マネジメントセミナー1名受講
- 福島県原子力防災研修を14名が受講

2. 輸送の安全のために講じようとする措置

- ① 健康管理について
 - 定期的な健康診断・脳ドッグの実施と健康状態の把握と管理・指導を実施
- ② 運転者の教育・指導について

- 社内規定に基づいた適正診断の受診と診断結果に基づく教育と指導を実施
 - ヒヤリハットの収集強化を行い、日頃から安全への意識向上を図る
 - 緊急時避難訓練や救急救命講習、テロ対策訓練、原子力災害対策訓練を実施し、緊急時の対応力強化を図る
- ③ 社内規定の遵守と厳正な点呼の実施
- 内部監査における指導項目ゼロ達成
 - 疲労・疾病・睡眠の状況の確認とアルコール検出者ゼロ達成
- ④ 遠隔地における中間点呼について
- 法令及び社内規定に基づき、遠地運行における中間点呼の実施
- ⑤ 外部機関での実技研修について
- 自動車安全運転センターでの運転技術習得と安全運転教育者の育成と技術向上
- ⑥ 安全に係る投資について
- 車両・整備・システムの導入等 142,500 千円
 - 教育・訓練等 750 千円
 - その他健康管理等 1,500 千円